

広島県工事費内訳書取扱要領

平成 26 年 6 月 1 日制 定
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 6 月 1 日一部改正
平成 30 年 6 月 1 日一部改正
平成 31 年 2 月 4 日一部改正
令和 2 年 6 月 1 日一部改正
令和 3 年 6 月 1 日一部改正
令和 3 年 8 月 1 日一部改正
令和 4 年 6 月 1 日一部改正
令和 5 年 5 月 1 日一部改正
令和 5 年 9 月 1 日一部改正
令和 6 年 6 月 1 日一部改正
令和 7 年 6 月 1 日一部改正

1 趣旨

この要領は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、広島県が発注する建設工事の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）の適正な積算を促進するため、入札者に工事費内訳書の提出を求めるについて、必要な事項を定める。

2 定義

- (1) この要領において「工事」とは、建設業法第 2 条第 1 項に規定するものをいう。
- (2) この要領において「調査基準価格」とは、建設工事執行規則（平成 8 年広島県規則第 39 号）第 7 条の 2 の調査基準価格をいう。
- (3) この要領において「重点調査」とは、建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱（平成 8 年 1 月 1 日施行、以下「低入要綱」という。）第 7 条第 3 項の重点調査をいう。

3 対象工事

県が一般競争入札又は指名競争入札により発注する全ての工事

4 工事費内訳書の提出

- (1) 書面により入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を提出させるものとする。
- (2) 広島県電子入札実施要領（平成 20 年 4 月 1 日制定）に基づく電子入札システムにより入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付させるも

のとする。

ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合には、求める全ての様式を書面により提出させるものとする。(電子ファイルと書面の併用や、両方での提出は認めない。)

なお、この場合においては、電子入札システムへ「工事（業務）費内訳書持参提出連絡票」を添付させるものとする。

- (3) 書面によらない場合は、Microsoft Excel 2013、Microsoft Word 2013 又は Adobe Reader DC で閲覧・印刷可能なものとする。
- (4) 書面により入札に参加する場合、又は電子ファイルの容量等の問題により書面で提出する場合においては、次の事項を記入した封筒に封入して提出させるものとする。
 - ア 提出者の商号又は名称
 - イ 工事費内訳書が在中している旨
 - ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日
- (5) 上記により難い場合は、別に定める。

5 入札参加者への周知

発注者は、工事費内訳書の提出等について、入札公告又は入札条件に記載すること等により周知するものとする。

6 工事費内訳書の様式及び記入内容等

- (1) 工事費内訳書の様式及び内容は次表のとおりとする。

なお、特殊設備工事を除く営繕工事（以下「営繕工事」という。）の場合は、「様式1～3」を「様式営1～営3」に読み替えて適用するものとする。

様式	内容
様式1	工事費内訳書（表紙）
様式2	「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」
様式3	労務賃金調書
様式4	誓約書（入札時に提出）

- (2) 工事費内訳書への記入が必要な内容は次のとおりとする。

ア 電子入札システムを利用して入札を行う電子入札案件（以下「電子入札案件」という。）以外の場合

(ア) 予定価格を事前公表とする工事

　a 調査基準価格以上の価格で入札する場合

　　様式1、様式2（「下請負人及び見積額」に関する部分を除く。）及び様式4

　b 調査基準価格を下回る価格で入札する場合

　　様式1、様式2、様式3及び様式4

(イ) 予定価格を事後公表とする工事

　　様式1、様式2（「下請負人及び見積額」に関する部分を除く。）及び様式4

　　なお、入札価格が調査基準価格未満であった場合には、「下請負人及び見積額」

に関する部分を記載した様式2及び様式3については、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書（別記1）で指定した提出期限（依頼日から起算して3日以内）に提出するものとする。この場合の様式2は、6(3)イ(イ)のとおり、工事数量総括表に記入されている、費目・工種明細など、単位及び数量（営繕工事の場合は、参考数量書に記載されている中科目までの項目、単位及び数量）を漏れなく記入したうえで、見積額を記入すること。

イ 電子入札案件の場合

ア(イ)のとおり。

(3) 工事費内訳書の記入方法は次のとおりとする。

ア 様式1 工事費内訳書（表紙）

(ア) 入札者の商号又は名称、工事名を記入すること。

(イ) 「低入札価格調査に係る意向確認欄」について回答すること。記載がない場合は、低入札価格調査を辞退するものとして取扱う。なお、入札価格が調査基準価格を下回る場合に調査を受検する意向を明示しているにも関わらず、調査資料等の提出を行わない場合は、指名除外を行う場合がある。

イ 様式2 「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

(工事費の内訳)

(ア) 工事名、入札者の商号又は名称を記入すること。

(イ) 工事数量総括表に記入されている、費目・工種明細など、単位及び数量（営繕工事の場合は、参考数量書に記載されている中科目までの項目、単位及び数量）を漏れなく記入したうえで、見積額を記入すること。なお、次に該当する場合は、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル3までの記入とする。ただし、入札公告又は入札条件により別途工事費内訳書の記入方法を示す場合は、その記入方法によることができる。

a 電子入札案件（開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合はレベル4まで記入）

b 電子入札案件以外のうち予定価格が事後公表の案件（開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合はレベル4まで記入）

c 電子入札案件以外のうち予定価格が事前公表であって調査基準価格以上で入札する場合

(ウ) 工事価格は、入札価格と同額であること。

なお、工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計と入札価格が同額であること。

(エ) 諸経費等については、適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。

なお、工事数量総括表で本工事費、付帯工事費、補償工事費等、費目が複数設定されている場合は、それぞれの費目毎に諸経費等を記入すること。

また、施工箇所が点在する工事や災害復旧工事などで2箇所以上の工事箇所がある場合も、それぞれの箇所毎に諸経費等を記入すること。ただし、入札公告又は入札条件により別途工事費内訳書の記入方法を示す場合は、その記入方法によることができる。

(オ) 総合評価落札方式の適用工事のうち、技術評価2型、技術評価1型及び高度技術提案型により実施する工事においては、6(3)イ(イ)の区分に応じて、工事数量総括表に記載されている費目のレベル3まで記載した場合はレベル3の工種の下に、レベル4まで記載した場合はレベル4の工種（営繕工事の場合は、参考数量書に記載されている中科目）の下に、技術提案の内容及びこれに係る経費等を記入すること。

(下請負人及び見積額)

(カ) 全ての一次下請予定者の商号又は名称を記入すること。

(キ) 工事費の内訳に記入された全ての項目について、入札者及び全ての一次下請予定者の内訳を記入すること。

(ク) 一次下請予定者から見積を徴収する際は、下請予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、具体的な工種・数量等を明示した見積とすること。

(ケ) 一次下請予定者から見積を徴収した際は、提出された見積書の内容を反映して記入すること。

また、全ての一次下請予定者の見積書（押印あり）の写しを添付すること。

(コ) 建設工事に該当しない警備の委託（業務）等については、それを手配する予定の入札者又は一次下請負予定者に含めて記入すること。

ウ 様式3 労務賃金調書

(ア) 入札者及び全ての一次下請予定者について記入すること。

(イ) 職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入すること。

エ 様式4 完成後の調査等に関する誓約書

工事名、入札者の商号又は名称を記入すること。

7 工事費内訳書の審査方法

審査は、開札後、落札候補者が提出した工事費内訳書により行うものとし、追加資料の提出は認めない。

ただし、発注者が必要と認めた場合には、入札者に説明を求めることができる。

(1) 次に該当する者は、失格とし、落札者としないものとする。

ア 全般

(ア) 6で記入を求める様式（様式4を除く）が開札時に提出されていない場合。

(イ) 4で規定する提出方法によらない場合。

イ 様式1

(ア) 入札者の商号又は名称が適切に記入されていない場合。

(イ) 当該工事の工事名が適切に記入されていない場合。

ウ 様式2

(工事費の内訳)

(ア) 当該工事の工事名が適切に記入されていない場合。

(イ) 入札者の商号又は名称が記入されていない場合。

(ウ) 設計図書に示す工事数量総括表に記載されている「費目・工種明細など」、「単

位」、「数量」(6(3)イ(イ)及び(エ)ただし書きによる場合は、入札公告又は入札条件により別途示す項目)が漏れなく適切に記入されていない場合、及びそれらの「見積額」が記入されていない場合。ただし、調査基準価格以上で入札している場合は、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル3までの単位及び数量とする。

なお、営繕工事の場合は、参考数量書に記載されている中科目までの項目、単位及び数量とする。

また、警察本部及び教育委員会発注工事の場合は、工事設計書等に記載する内訳とする。

(エ) 工事価格(工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計金額)と入札金額が異なる場合。

(オ) 6で記入を求めている場合において、技術提案の内容及びそれに係る経費等が適切に記入されていない場合。

(下請負人及び見積額)

(カ) 6で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者の商号又は名称が記入されていない場合。

(キ) 6で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者からの見積書(写し)の添付がない場合、一次下請予定者の押印が無い場合、又は具体的な工種・数量等を明示した見積となっていない場合。

(ク) 6で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、一次下請予定者からの見積書に記入された工事価格と「下請負人及び見積額」に記入した工事価格が一致しない場合。

エ 様式3

(ア) 6で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者(下請の予定がある場合)の会社名が記入されていない場合。

(イ) 6で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者(下請の予定がある場合)の該当職種の最低額及び最高額が記入されていない場合。

(2) なお、調査基準価格を下回る入札金額の場合は、低入札価格調査において上記(1)に加え、次の事項を確認する。

ア 様式1の該当項目に回答があること、及びその回答により、低入札価格調査において上記(1)に記載した事項を確認すること。

イ 一次下請予定者の見積書に基づき適正に計上されていること。

ウ 設計図書(仕様書等)に計上している設計数量(参考数量)を満足する数量に基づく見積であること。

エ 適正な見積(積算)に基づき工事価格が算出されていること。

(3) 様式4を入札時に提出していない場合、または記載内容に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内(依頼日から起算して概ね3日以内)に提出を求めるものとし、提出期限内に提出がなかった場合は入札を無効とする。入札を無効とした場合、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

8 提出された工事費内訳書の取扱い

- (1) 提出された工事費内訳書の引換え、変更、撤回（取消）又は追加等は認めない。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却せず他の入札関係書類と併せて保管する。
- (3) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。
- (4) 提出された工事費内訳書は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく開示の対象となる。

9 完成後の調査に関する取扱い

(1) 契約時の誓約書の提出

落札者には、契約を締結する際に、「別記2 完成後の調査に関する誓約書」を提出させるものとする。

(2) 完成後の調査の実施

ア 工事の施工にあたり、次に掲げる事項に該当する場合で、特に必要と認められる場合は、完成後の調査を実施する。

(ア) 工事費内訳書の経費区分ごとに計上した金額が、官積算と比較して著しく低い場合

(イ) 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合

(ウ) 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合

(エ) 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、必要な費用が適切に確保されていなかつたことによるものと疑われる場合

(オ) 落札率が90%を下回る場合

イ 完成後の調査は、低入要綱第7章に規定する工事完成後調査の重点調査以外の場合に準じて実施することとする。ただし、労務監査に係る規定は準用しない。

ウ 上記イの規定にかかわらず、特に必要と認められる場合は、県が受注者に対して労務監査を実施する。

10 災害復旧工事等に係る特例の取扱い

6 (3) イ (イ) 及び (エ) ただし書きは、災害復旧工事等の円滑な執行を図るため、知事が特に必要と認める場合に適用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成26年6月1日以降に公告又は指名する工事から適用する。
- 2 平成27年4月1日改正については、平成27年4月1日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 3 平成28年6月1日改正については、平成28年6月1日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 4 平成30年6月1日改正については、平成30年6月1日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。

- 5 平成31年2月4日改正については、平成31年2月4日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 6 令和2年6月1日改正については、令和2年6月1日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 7 令和3年6月1日改正については、令和3年6月1日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 8 令和3年8月1日改正については、令和3年8月1日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 9 令和4年6月1日改正については、令和4年6月1日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 10 令和5年5月1日改正については、令和5年5月1日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 11 令和5年9月1日改正については、令和5年9月1日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 12 令和6年6月1日改正については、令和6年6月1日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 13 令和7年6月1日改正については、令和7年6月1日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。

別記 1

低入札価格調査資料等提出依頼書

令和 年 月 日

様

契約担当職員

工事名

工事場所

令和■年■月■日を開札した上記工事について、広島県工事費内訳書取扱要領6（1）に規定する次の資料を令和●年●月●日までに提出してください。

提出しない場合及び提出した資料が実際の施工体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがあります。

提出期限までに、資料の提出がない場合は、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、請負契約の相手方として不適当であると認めて低入札価格調査を終了します。

（提出資料）

1 「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」（様式2）

※ 工事費の内訳については、工事費数量総括表に記載されている費目などのうちレベル4までの費目を記入したもの。

2 労務賃金調書（様式3）

※施行上の注意

建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第7条第4項に規定する資料等を求める場合には、同要綱別記2の様式を使用し、広島県工事費内訳書取扱要領6（1）に規定する資料（この依頼書に掲げる提出資料）の提出をあわせて求めることとする。

別記 2

完成後の調査に関する誓約書

令和 年 月 日

(契約担当職員) 様

受注者

住所

氏名

工事名

工事場所

(工事名) の施工に関し、次のとおり誓約します。

(誓約事項)

次に掲げる事項のいずれかに該当するものとして、発注者から求めがあった場合に、広島県工事費内訳書取扱要領9（2）に規定する完成後の調査に応じること。

- ① 入札時に提出された工事費内訳書の経費区分ごとに計上した金額が、官積算と比較して著しく低い場合
- ② 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合
- ③ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合。
- ④ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、必要な費用が適切に確保されていないことと疑われる場合
- ⑤ 落札率が 90% を下回る場合

※落札率…落札価格（税抜） ÷ 予定価格（税抜） × 100 【小数点第二位を四捨五入】